

郡山市ふるさと再生除染計画

(初 版)

郡 山 市
平成 23 年 12 月

はじめに

平成23年3月11日午後2時46分、マグニチュード9.0の巨大地震となった「東日本大震災」は、国の根幹を揺るがす未曾有の災害となりました。

本市においても、住宅・店舗等の建物、道路・橋りょうや上下水道などのインフラ、公民館や文化センターなどの公共施設に甚大な被害をもたらしました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による「原子力災害」は、市民の生活環境に深刻な影響を与え、放射線による人体への影響に対する不安や、農畜産物への放射性物質汚染による損失と風評被害の拡大など、本市の復興の足かせとなっております。

今回の原子力災害は、チェルノブイリ原子力発電所事故やスリーマイル島原子力発電所事故とは異なる世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、新たな認識の下、あらゆる対策を講じる必要があります。

放射性物質による環境汚染への対処は、本来、当事者である「東京電力」とこれまで原子力政策を推進してきた「国」が責任を持って対処すべきであると考えております。しかしながら、「東京電力」及び「国」は、直接除染を実施するなど、主体的な除染等の具体策を示しておりません。このため、本市では、放射線の影響を受けやすい子どもたちの健康を第一に考え、他に先駆けて保育所や小・中学校の校庭、公園等の表土除去に取り組むとともに、町内会やPTA、ボランティアなど市民の皆様の協力により、子どもたちの生活環境の除染を進めているところであります。

今後、さらに、事故以前の生活環境を取り戻し、すべての市民が安心して暮らすことができるようにするためには、中・長期的な視点を持ちつつ、本市をはじめ、市民の皆様と力を合わせ一体となった除染に取り組む必要があると考え、本市の原子力災害対策アドバイザーなどの意見を踏まえ、本計画を策定しました。

除染については、本市を含め、我が国が経験したことのない取り組みであり、今後、国及び関係機関等による研究開発が進み、新たな手法の確立が期待されます。本市では、これらの手法を見極め、除染をさらに効果的・効率的に進めるため、本計画を適宜改訂することとします。

「わがまち郡山」、「わがふるさと郡山」の再生と本市の復興には、本計画の効果的な実施が礎となるものであり、本市復興方針と整合を図り、本計画を推進して参ります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年12月

郡山市長 原 正 夫

1 汚染の現状

(1) 汚染の経過及び空間線量の推移

東京電力福島第一原子力発電所（以下「原発」という。）から3月15日に放出された放射性物質は、放射性雲（プルーム）となり、昼近くから徐々に西に流れて郡山市上空に飛来し、夜半の雨によって地表面に落下し、市街地や土壌を広く汚染したとみられています。

空間線量は、3月15日の午後2時頃に上昇が初めて確認され、福島県郡山合同庁舎で最大毎時 8.26 マイクロシーベルトが観測されました。図1のように、3月15日に最大値を観測し、その後は一貫して低下していることからそれ以降の新たな放射性物質の飛来はないと考えられます。

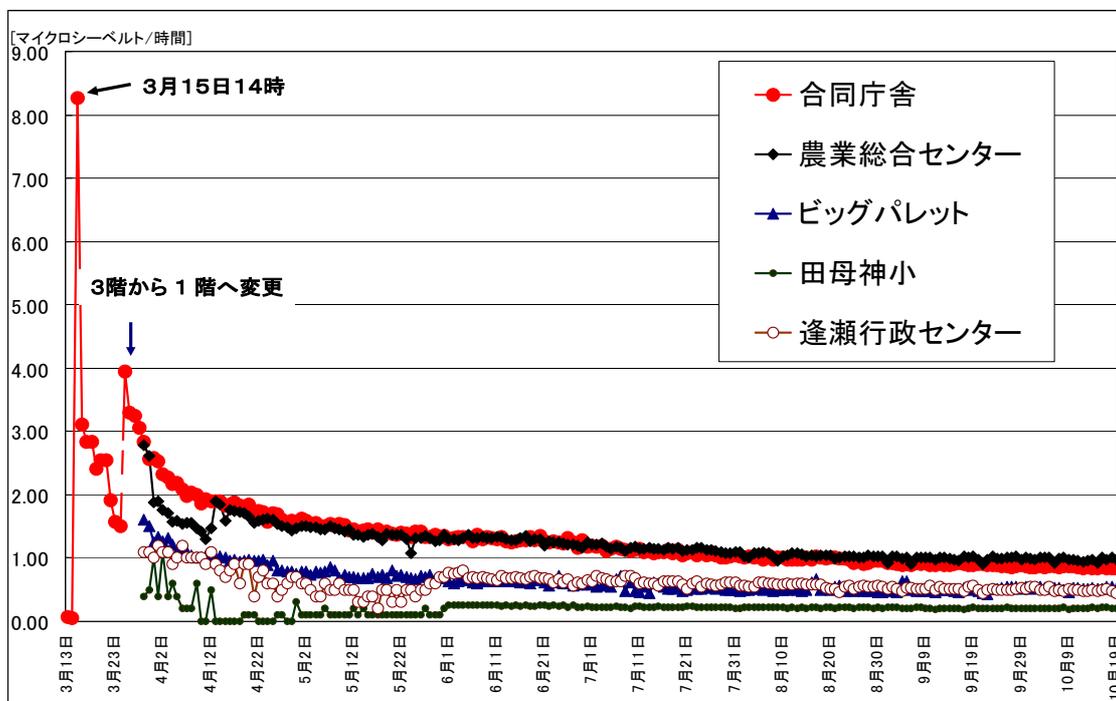


図1 市内空間線量の推移（3月13日から10月19日まで）

<参考資料>

・東京電力福島第一原子力発電所事故によるプラント北西地域の線量上昇プロセスを解析（平成23年6月13日） 独立行政法人日本原子力研究開発機構

<http://www.jaea.go.jp/O2/press2011/p11061302/index.html>

・事故直後に行われた高エネルギー加速器研究機構と理化学研究所の合同チームによる調査結果 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構 放射線科学センター

<http://rcwww.kek.jp/hmatsu/fukushima/>

・環境放射能測定結果・検査結果関連情報【過去のデータ】県内7方部環境放射能測定結果

http://www.pref.fukushima.jp/j/old_data.html

(2) 空間線量の分布状況

国が4月12日から16日にかけて行った「空間線量」の調査結果によると、図2のように、本市の空間線量は、市の中央部分が南北方向に高く、東と西は低くなっております。

また、これら空間線量が比較的高い地区について、7月20日から8月13日まで、国、県及び市による自動車走行サーベイモニタリングを行いました。

その結果、最大値は池ノ台で毎時2.81マイクロシーベルト、最小値は中田町柳橋で毎時0.13マイクロシーベルトでした。

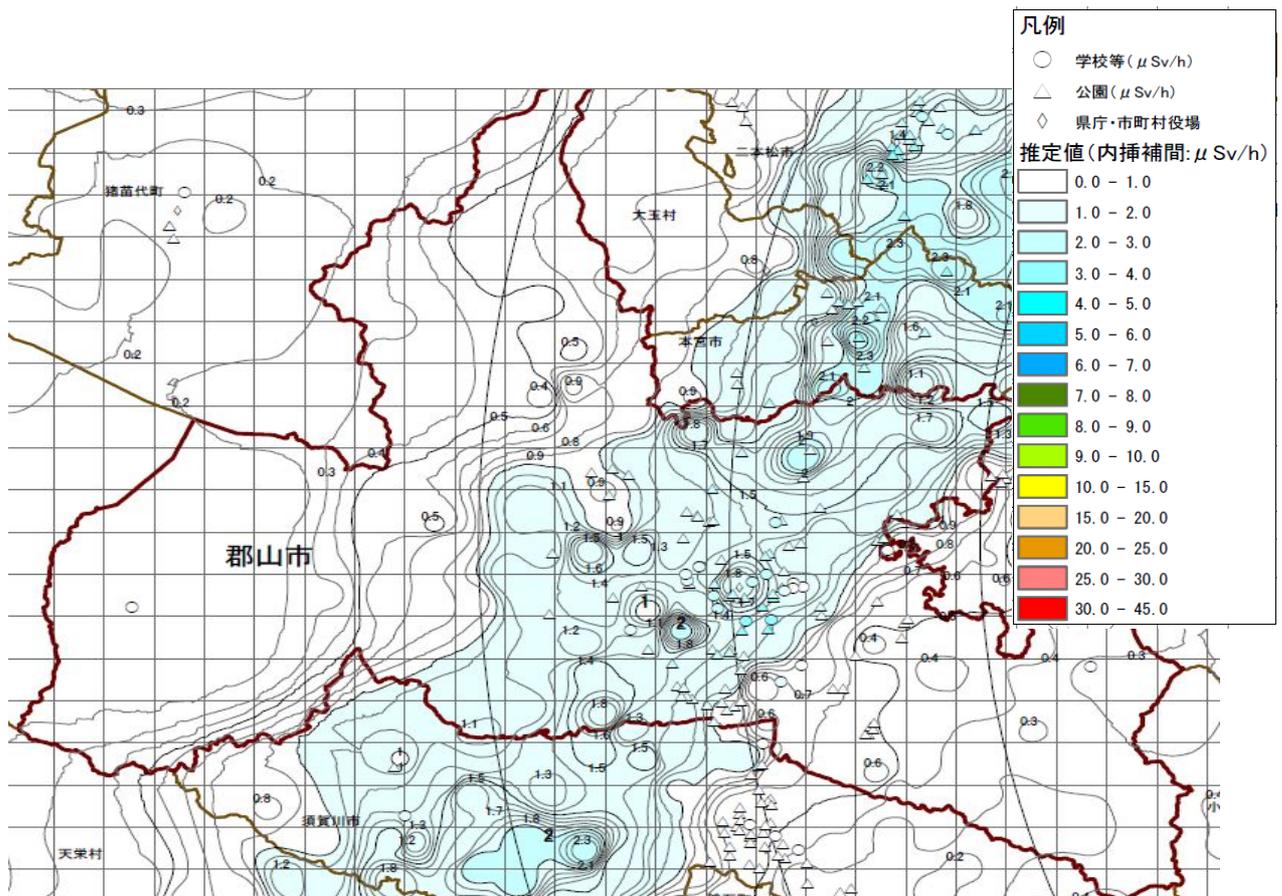


図2 市内の空間線量率マップ(4月12日から16日)

<参考資料>

- ・福島県環境放射線モニタリング・メッシュ調査結果について(平成23年5月2日)

原子力災害現地対策本部(放射線班) 福島県災害対策本部(原子力班)

<http://www.pref.fukushima.jp/j/monitoring.mesyu0502.pdf>

- ・原発事故関連のお知らせ(放射線関連)

自動車走行サーベイ(調査)による郡山市内モニタリング結果について

<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/index.html>

2 放出された放射性物質

(1) 主な放射性物質

原発事故により放出された放射性物質は、ヨウ素やテルル、セシウムが大きな割合を占めていました。

このうち、ヨウ素やテルルは半減期^{※1}が短く、6月以降はほとんど検出されておらず、ストロンチウムは極めて微量しか検出されていません。11月時点で、本市の空間線量は、セシウム134及びセシウム137から発する放射線に起因しています。

※1 半減期

ヨウ素 131：約8日 テルル 129：約33日 セシウム 134：約2年
セシウム 137 約30年 ストロンチウム89：約50日

(2) 放射性セシウムの性質

放射性セシウムは土壌内の粘土に強く吸着される性質^{※1}があり、植物には吸収されにくくなっています。

現在、放射性セシウムが含まれている樹木や芝生、堆肥、雑草、稲ワラ、落ち葉等は、原発事故時に放射性物質が降り積もったもので、移動や利用の際には注意が必要です。なお、4月以降に芽吹いた落ち葉は、吸着している放射性セシウムが少なくなっています。

土等に吸着した放射性セシウムは、生活空間では雨水で洗い流され、雨どいや側溝、水が集まる低地等に溜まる傾向があります。

※1 土壌内の粘土に強く吸着される性質

放射性セシウムは、植物の生命活動に欠かせない元素であるカリウムに化学的な性質が似ており、植物はそのほとんどを根から吸収します。土に入ってきた放射性セシウムは、カリウムと同じ様にプラスの手（荷電）をひとつもった陽イオンとしてふるまいます。一方、土はマイナスの手（荷電）を持っているため、プラスの陽イオンを引きつけてとどめる性質があります。さらに、土の中の粘土に含まれる鉱物（粘土鉱物）には色々な種類がありますが、その中には、放射性セシウムを閉じ込めるのにちょうどいい大きさの穴を持つものがあります。このため、放射性セシウムは他の陽イオンに比べ、土にしっかり保持されて、離れにくくなります。土に降った放射性セシウムの70%が、粘土鉱物に強く保持されるという研究結果もあります。

<参考資料>

・放射性セシウムに関する一般の方むけのQ&Aによる解説 社団法人日本土壤肥料学会
<http://jssspn.jp/info/secretariat/4137.html>

(3) 今後の推移

現在の空間線量の主原因は、半減期約 30 年のセシウム 137 と半減期約 2 年のセシウム 134 となっていることから、短期間での線量の自然減少は見込めないと予想されています。

平成 23 年 4 月初旬でのセシウム 137 とセシウム 134 の割合はおおよそ 1 対 1 であり、放射性物質の移動による減少がないと仮定して単純に半減期での減衰だけを考慮すると、放射能は 2 年後に約 4 分の 3、6 年後に約 2 分の 1、30 年後に約 4 分の 1 に減少します。

また、同じ放射性物質でもセシウム 137 よりもセシウム 134 の方が放射線のエネルギー量が大きく、放射線の 7 割程度がセシウム 134 から出ていて、残りの 3 割程度がセシウム 137 から出ています。このことから、図 3 のように、放射線量は 3 年後に約 2 分の 1、9 年後に約 4 分の 1、30 年後に約 7 分の 1 に減少すると見られています。

さらに降雨等の自然的な影響により、わずかではありますがこれよりも速く減少すると考えられます。

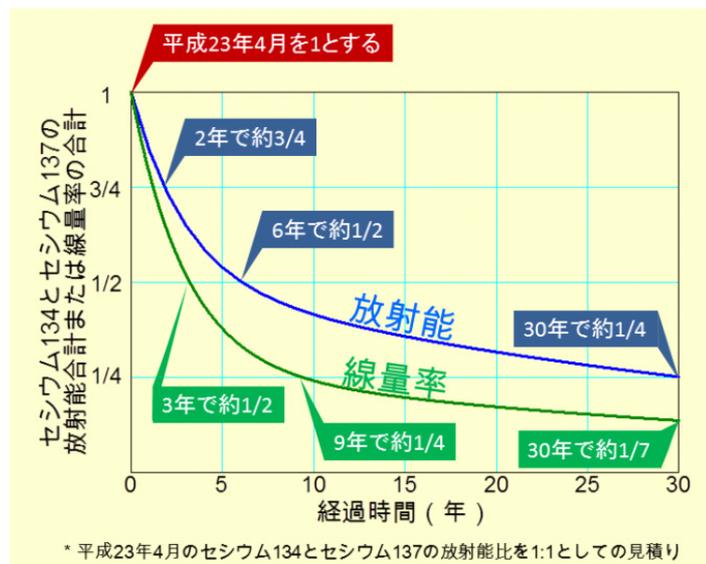


図 3 放射能合計と線量率合計の年変化

<参考資料>

・事故直後に行われた高エネルギー加速器研究機構と理化学研究所の合同チームによる調査結果 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構 放射線科学センター

<http://rcwww.kek.jp/hmatsu/fukushima/>

・田崎晴明 学習院大学理学部 「セシウム 137 とセシウム 134」

<http://www.gakushuin.ac.jp/~881791/housha/details/Cs137vs134.html>

(4) 除染の必要性

ICRP（国際放射線防護委員会）は、放射能で汚染された環境で生活する場合には、被ばく量が年間1～20ミリシーベルトの範囲に収まるようにする目安（参考レベル）を提案し、長期的には追加被ばく線量^{※1}が年間1ミリシーベルトを目指すべきとしています。本市の追加被ばく線量はこれよりも大きく、私たちの健康への影響について大きな不安材料となっております。

図4のように、今年9月に実施した「まちづくりネットモニター」においても、放射線の影響について、約9割の市民が「健康への不安」を感じ、約6割の市民が「子どもを外で遊ばせられないなど屋外での活動制限」に生活の支障となっていると感じています。そして、この状況に対して約7割の市民が「除染が必要」と考えています。

これらのことから、私たちは除染によって放射性物質を取り除くことで、被ばく線量を減らし、早急に安心できる生活環境を取り戻さなければなりません。

※1 追加被ばく線量

自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量

<参考資料>

文部科学省 平成23年11月16日「放射線量等分布マップについて」

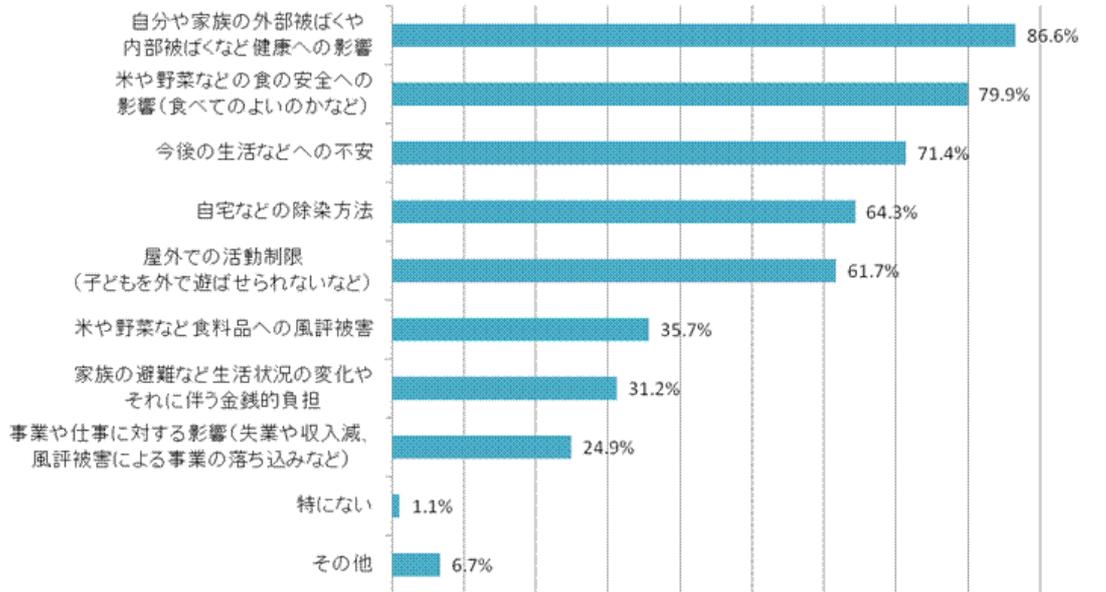
http://radioactivity.mext.go.jp/ja/1750/2011/11/1750_1116.pdf

まちづくりネットモニター結果

テーマ：「東日本大震災及び原子力災害について」

調査期間：平成23年9月5日～19日 回答数 269名

○放射線の影響について、特に不安なことや困っていることは何ですか？



○行政に求める放射線対策は何ですか？

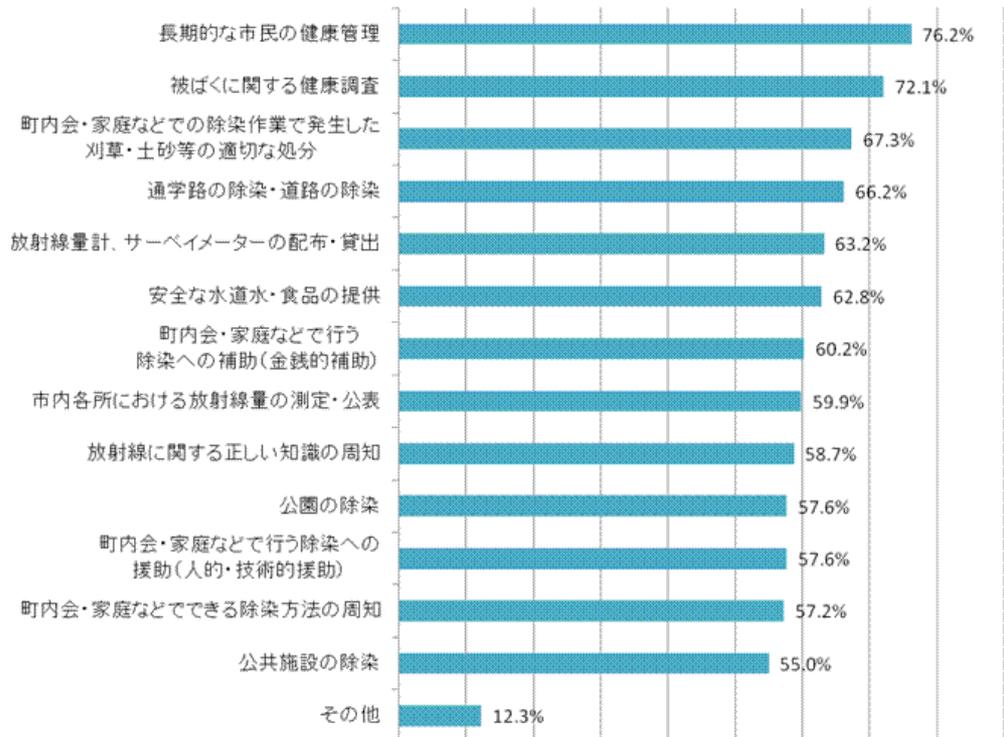


図4 まちづくりネットモニター結果

3 除染等の基本方針

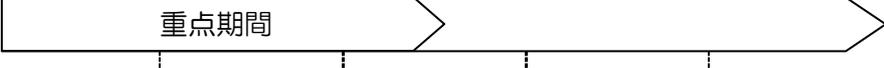
放射性物質による環境汚染への対処については、当事者である「東京電力株式会社」（以下「東京電力」という。）が一義的に責任を有するものであり、さらに、これまで原子力政策を推進してきた「国」も責任を負うべきものであります。しかし、東京電力及び国は、直接除染を実施するなど主体的な除染等の具体策を示していません。

このような中で、汚染された地域が広範囲な本市では、除染を早急に進め、一日も早く市民の安心な生活環境を取り戻すため、市をはじめ、地域住民や町内会、PTA、ボランティア、企業等との協働により、市と市民が一体となった除染に取り組みます。

また、除染に係る財源は、国及び東京電力に対し全額負担を求めます。

(1) 計画期間

計画期間は平成 23 年度から平成 27 年度までの5年間とし、重点期間を平成 23 年度から平成 25 年8月末までとします。

	H23	H24	H25	H26	H27
計画期間	重点期間 				

H25. 8

(2) 目標

① 計画期間

市内全域の追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト（高さ1メートル^{※1}において毎時0.23マイクロシーベルト）未満とすることを目指します。

② 重点期間

平成25年8月末までに、市民の生活環境の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて約50%^{※2}減少させることを目指します。

そのうち、特に子どもの生活環境は平成25年8月末までに、年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて約60%^{※3}減少させることを目指します。

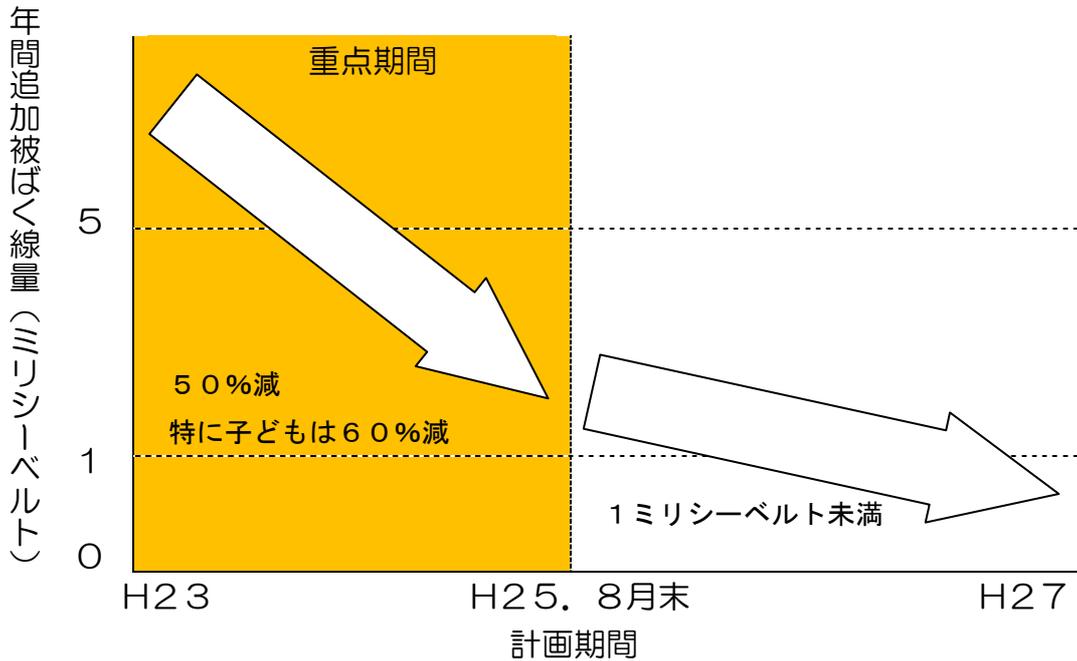
※1 高さ1メートル

計画中で表記する空間線量は高さ1mで計測した値とします。

※2、※3

国の「放射性物質汚染対処特措法基本方針」（平成23年11月11日）に基づき目標を設定

目標のイメージ



○線量基準の考え方（「除染計画策定に当たっての線量基準の考え方」（環境省）より）

1 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時 0.04 マイクロシーベルト (μSv) です。

2 事故による追加被ばく線量年間1ミリシーベルト (mSv) を、1時間あたりに換算すると、毎時 0.19 マイクロシーベルトとなります。

※1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果により屋外の0.4倍（60%減））に16時間滞在の場合

—計算式—

$$\text{年間 } 1\text{mSv} = (0.19\mu\text{Sv/h} \times 8\text{時間} + 0.19\mu\text{Sv/h} \times 0.4 \times 16\text{時間}) \times 365\text{日}$$

3 上記「1」と「2」により自然界に元々存在する放射線と事故による追加放射線量を考慮し、年間追加被ばく線量を1時間あたりに換算すると以下のとおりです。

$$\boxed{\text{年間 } 1\text{mSv}} \rightarrow 0.19\mu\text{Sv/h} + 0.04\mu\text{Sv/h} = \boxed{0.23\mu\text{Sv/h}}$$

$$\text{年間 } 5\text{mSv} \rightarrow 0.19\mu\text{Sv/h} \times 5 + 0.04\mu\text{Sv/h} = 0.99\mu\text{Sv/h}$$

$$\text{年間 } 10\text{mSv} \rightarrow 0.19\mu\text{Sv/h} \times 10 + 0.04\mu\text{Sv/h} = 1.94\mu\text{Sv/h}$$

(3) 対象区域

計画の対象区域は、市域において除染を実施する時点の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以上の区域^{※1}を対象とします。

※1 区域

宅地等で局所的に高い放射線量を示す場所を含みます。

4 除染等の実施方針

(1) 汚染状況に応じた除染実施方針

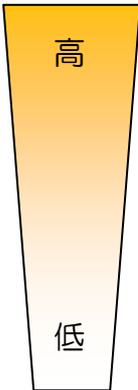
放射性物質による汚染の状況に応じて、以下のとおり地域を区分し、効率的に除染を実施します。

汚染状況	除染実施方針
追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト（毎時0.99μSv）を超える区域	住宅（家屋・庭）、道路、側溝、公共施設等の面的な除染を進めます。
追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト（毎時0.99μSv）以下の区域	住宅の雨どいや道路、側溝等の局所的に高線量を示す箇所の除染を進めます。

(2) 優先順位

除染を進めるにあたっては、空間線量が比較的高い区域を優先的に実施し、生活圏、特に子どもが利用する保育所、幼稚園、小・中学校、公共施設（通学路、公園、スポーツ施設等）を優先して除染を進めます。

除染対象別優先度

優先度	住宅等	公共施設
	追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト(毎時0.99μSv)を超える区域	保育所、幼稚園、小・中学校、公園、スポーツ施設、通学路等子どもの利用が多い施設等
	追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト(毎時0.99μSv)以下の区域	公民館、教育・文化施設、観光・産業施設、保健福祉施設等市民の利用が多い施設、通学路以外の生活に密着した道路等
		上記以外の公共施設

※住宅等に係る優先順位は本年8月に実施した放射線モニタリング結果に基づき、別表1(P18)の地域区分とします。

(3) 重点的取組

先の優先順を考慮し、重点期間においては以下の取り組みを重点的に実施します。

- ① 子どもが利用する保育所、幼稚園、小・中学校、公共施設(通学路、公園、スポーツ施設等)の徹底的な除染
- ② 追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト(毎時0.99μSv)を超える区域における住宅等の徹底的な除染
- ③ 市民協働による除染活動の促進(市民・事業者等が自主的に行う除染活動への支援)

(4) 除去土壌等が発生する除染の実施

除去土壌等が発生する除染については、それらを一時的に保管する場所が確保されてから実施します。

(5) モデル除染の実施

本市の実情に応じた除染方法を構築するため、既に国による汚染状況の詳細調査が行われた空間線量が比較的高い区域においてモデル除染を実施し、本市原子力災害対策アドバイザー等からの助言などにより、空間線量に応じた適切な除染方法を確立します。

(6) 事業所・農用地・森林等の対処

国等の具体的な対処方法が提示されていないため、その提示後、除染等の実施について決定します。

(7) 汚染状況の詳細な確認

除染対象区域の中でも汚染の状況は、雨水等の影響により偏在しています。このことから、除染の実施時期が決定した場合、除染作業を効率的に進めるために、区域内の空間線量を詳細に測定し、汚染状況を把握します。

5 除染等の実施（代行）者等

除染対象区域	除染の実施（代行）者
国が管理する土地、施設	国
県が管理する土地、施設	県
市が管理する土地、施設	市
住宅・集合住宅等	市、所有者等
事業所、農用地、森林等	国・県の除染方針 提示後決定

※除染の実施にあたっては、より安心な生活環境を早期に取り戻すため、実施（代行）者をはじめ、市民の皆さんと協働で実施します。

※住宅・集合住宅等における「市」と「所有者等」が実施する除染作業の区分は、今後、モデル除染の効果を検証し決定します。

6 除染の方法

除染の方法は、土地の利用状況や汚染状況に応じ、現在、国が以下の方法^{※1}を示しています。

本市においては、以下の方法を参考にしつつ、モデル除染の結果を検証するとともに新たな除染技術等を見極め、今後、効果的・効率的な方法により除染を進めることとします。

(1) 住宅（家屋・庭）、公共施設、事業所等

- ① 庭等の表土除去
- ② 庭木等樹木剪定、軒下等の除草、落葉清掃
- ③ 駐車場の継ぎ目等のブラッシング、高圧洗浄
- ④ 建物洗浄（屋根・壁・雨どい・側溝の土砂のかきだし、ブラッシング、高圧洗浄）

(2) 道路

- ① 路面の清掃（除草、段差部分の土砂除去）
- ② 路面の洗浄（継ぎ目等のブラッシング、高圧洗浄）
- ③ 側溝清掃（泥のかきだし・高圧洗浄）
- ④ 街路樹の剪定、落葉清掃

(3) 農用地

- ① 耕作されていない農用地
表土除去、除草、反転耕（土壌の表層部分を深部へ埋め込む技術）、深耕、耕うん前の吸収抑制資材の散布
- ② 耕作されている農用地
上記①の方法
- ③ 樹園地
剪定、樹皮削り、高圧洗浄、表土除去等
- ④ 牧草地
反転耕、深耕、耕うん前の吸収抑制資材の散布

(4) 森林

除草、落ち葉等の除去及び枝葉の剪定

(5) 河川等

護岸等の草木、落ち葉等の除去

※1 国が以下の方法

EURANOS 除染技術データ（チェルノブイリ事故後、同様の緊急事態に備えるためまとめられた除染技術）や日本原子力学会の除染技術を取り入れた国の「除染技術カタログ」に掲載されている方法など

7 除染の着手予定時期・完了予定時期

着手予定時期及び完了予定時期については、別表2（P20）のとおり実施します。

8 市民協働による除染の促進

速やかな除染活動を推進するためには、地域住民の協力を得ながら実施する必要があります。そのため、以下の方法により、市民協働による除染を促進します。

(1) サーベイメーター（放射線測定器）の貸し出し

町内会等を通じた貸し出しのほか、個人へのサーベイメーターの貸し出し体制を整備します。

(2) 積算線量計の貸し出し

個人への積算線量計の貸し出し体制を整備します。

(3) 個人住宅等の空間線量の測定

個人住宅等における空間線量の測定体制を整備します。

(4) 郡山市線量低減化活動支援事業

町内会、PTA 及びボランティア団体等が通学路等の除染を行う際に、補助金を交付します。

(5) 除染マニュアル、相談体制

市民の皆さんが除染を行う場合の参考となるよう、除染マニュアル（随時改訂）の活用や専門家による指導、放射線や除染に関する知識の啓発を図ります。

また、それらの相談体制を充実します。

(6) 除染に係る資材・機材の配布・貸与

除染に必要な土のう袋等の資材や高圧洗浄機等の機材を確保し、市民の皆さんが除染を実施する場合は、配布・貸与します。

9 除染に伴い発生した土壌等の対応

(1) 仮置場の設置

本市は、広大な面積を有しており、除染により発生する除去土壌等は多量であると想定されます。早急に除染を進めるため、国が設置する中間保管施設^{※1}に除去土壌等を搬入するまでの間、次により除去土壌等を一時的に保管する仮置場の設置を進めます。

- ① 地域の除染活動により公共用地等から発生した除去土壌等は、地域内の住民の理解と協力により、公園、スポーツ広場などの市有地等を仮置場とします。
- ② 民有地等で発生した除去土壌等については、その発生した場所に保管してください。
- ③ 全市的な仮置場については、国有地等の活用について、国等と協議を進めます。

(2) 収集及び運搬

収集及び運搬に当たっては下記の点に留意して行います。

- ① 安全性の確保を最優先に、飛散流出防止の措置等を講じ、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全へ配慮します。
- ② 安全性の確保に配慮しつつ、作業途上における不法投棄防止のため、迅速に行うよう努めます。
- ③ 新たな除染技術による廃棄物発生量の抑制及び可燃物と不燃物とを分別し、焼却等を実施するなど、できる限り除去土壌等の排出量の減容化を図ります。

(3) 保管及び管理

除去土壌等の保管は、土のう袋等に入れるなどして、原則、地下埋設とします。

この場合、帯水層^{※2}に達しないよう注意しつつ、仮置場の空間線量が周辺環境と同等の水準になるまで十分な覆土を行います。

保管に当たっては、放射線の遮へい、発生する水の地下への浸透防止及び定期的なモニタリングを行うなど適切な管理を行います。

※1 中間保管施設

国の「放射性物質汚染対処特措法基本方針」（平成23年11月11日）に定められている「中間貯蔵施設」

※2 帯水層

地下水が蓄えられている地層

喜久田スポーツ広場の事例

測定高さ	除染前	除染後
	9月29日	11月17日
1m	1.61	0.39
50cm	1.66	0.39
1cm	1.76	0.34

※測定単位はすべてマイクロシーベルト/1時間



参考: 覆土の厚さと遮へい効果の例

5cm	51%減
10cm	74%減
15cm	86%減
30cm	98%減

【施工例】

遮水シート敷設



10 モニタリング及び計画の見直し

(1) モニタリング

市内の放射線量モニタリングについては、国・県が実施するモニタリングのほか、本市においても継続的な調査を実施し、モニタリング体制の充実を図ります。

(2) 計画の見直し

本計画は、除染の進捗状況、空間線量の低減及びモニタリング結果等を評価・検証するとともに、本市の原子力災害対策アドバイザー等専門家の助言を受け、見直しを行います。

また、新たな除染手法の確立なども考慮されることから、これらの情報収集に努め、計画に反映します。

なお、本市が「放射性物質汚染対処特措法」^{※1}に定める「汚染状況重点調査地域」^{※2}に指定され、調査の結果、「除染実施計画の対象となる区域」^{※3}となった場合、本計画を基本として法に定める「除染実施計画」に移行します。

※1 放射性物質汚染対処特措法

「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年 8 月 30 日公布 平成 24 年 1 月 1 日施行)

※2 汚染状況重点調査地域

法第 32 条「環境大臣は、(中略) その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域((中略) 以下「汚染状況重点調査地域」という。)として指定するものとする。

※3 除染実施計画の対象となる区域

法第 36 条第 1 項「都道府県知事等(都道府県知事又は市町村長)は、汚染状況重点調査地域内の区域であって、(中略) 環境省令で定める要件(毎時 0.23 マイクロシーベルト未満)に適合しないと認めるものについて、(中略) 当該地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画を定めるものとする。」

11 財源の確保等

除染については、当事者である東京電力及びこれまで原子力政策を推進してきた国が全責任を負うものであり、本来は、東京電力及び国において、速やかに除染をすべきものです。

そのため、本計画に関する経費の全額について、国及び東京電力に対して負担を求めます。

また、本市は個人や事業所等が自主的に行った除染活動に係る経費について、そのすべての費用が損害賠償の対象となるよう東京電力や国に強く要請するとともに、その手続き等について支援します。

12 その他

この計画を推進するには、除去した土壌等を一刻も早く国の責任のもとで適切に処分することが前提です。

また、効果的な除染技術が早期に実用化されることが、大きな推進力となります。

このことから、除去土壌等の「中間保管施設」の早期設置や除染技術の研究開発など、この計画実現のために必要な事項について、国及び県、さらには東京電力に強く要望します。

別表1

住宅等における区域別優先順位*1

1 追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト（毎時0.99 μ Sv）を超える区域

No	区域名
1	池ノ台地区の一部 ※モデル除染（国詳細調査実施区域）
2	池ノ台地区（上記以外の区域） 愛宕町 細沼町 深沢 豊田町 麓山
3	開成 鶴見坦 日和田町高倉 菜根 字桑野清水台 字 五百淵山 字五百淵西 字菜根屋敷 字山崎 字台東
4	香久池 山根町 セツ池町 西田町土棚

2 追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト（毎時0.99 μ Sv）以下の区域

No	区域名
1	喜久田町原 喜久田町赤坂 喜久田町坪沢 喜久田町前 田沢 台新 朝日 緑町 熱海町下伊豆島 亀田 桑野 島 三穂田町野田 喜久田町早稲原
2	安積町成田 喜久田町割田 桜木 西ノ内 安積町荒井 安積 安積町吉田 安積町牛庭 安積町長久保 安積町 南長久保 安積町 久留米 栄町 虎丸町 咲田 小原 田 神明町 凶景 静町 中野 長者 桃見台 菱田町 鳴神 西田町鬼生田 西田町大網 三穂田町駒屋 三穂 田町川田 字下亀田 字桑野北町 字原中 字小関谷地 字上亀田 新屋敷 備前館 不動前 名郷田
3	日和田町八丁目 富久山町八山田 西田町高柴 西田町 丹伊田 西田町板橋 日和田町梅沢 待池台 町東 熱 海町上伊豆島 並木 喜久田町 喜久田町卸 喜久田町 堀之内 西田町芹沢 日和田町 富久山町堂坂 富久山 町北小泉 逢瀬町河内 字亀田西 堤 柏山町 富田町 駅前 三穂田町鍋山 若葉町 清水台 赤木町 大町 八山田 成山町 字賀庄 字城清水 字深田台 字川向

	字名倉 字燧田 中町 堤下町 堂前町 富久山町久保田 本町
4	西田町根木屋 西田町木村 中ノ目 片平町 大槻町 逢瀬町多田野 うねめ町 阿久津町 安積町笹川 安積町大森町 希望ヶ丘 三穂田町八幡 熱海町玉川 富久山町南小泉 舞木町 三穂田町山口 三穂田町富岡 西田町三町目 熱海町長橋 三穂田町下守屋 土瓜 富久山町福原 松木町 谷島町 方八町 芳賀 向河原町 字東宿
5	横塚 三穂田町大谷 字古川 字道場 字榎ノ木 昭和 字下館野 字古屋敷 字佐野良 字八作内 字八木橋 字北畑 石湊町
6	字石塚 田村町金屋 田村町御代田 あぶくま台 安原町 横川町 下白岩町 蒲倉町 白岩町 逢瀬町夏出 笹川 熱海町安子島
7	字外河原 字船場向 字大河原 田村町下行合 田村町徳定 字十貫河原 字上野山 水門町 安積町日出山 中田町上石 田村町上行合 西田町大田 大平町 中田町赤沼 田村町岩作 田村町桜ヶ丘 田村町山中 田村町守山 田村町正直 田村町大供 田村町大善寺 緑ヶ丘西 中田町海老根 中田町高倉 熱海町熱海 荒井町 中田町牛糞本郷 熱海町中山 緑ヶ丘東 田村町小川 田村町東山
8	熱海町石筵 中田町下枝 田村町手代木 中田町黒木 中田町木目沢 熱海町高玉 湖南町三代 中田町駒板 田村町下道渡 田村町細田 田村町上道渡 田村町谷田川
9	上記以外の区域

※1 区域別優先順位

優先順位は、本年8月に実施した自動車走行サーベイによる郡山市内モニタリング調査及び福島県環境放射線モニタリング・メッシュ調査（第2回）の結果に基づき区分します。

別表2

除染スケジュール

対象となる場所	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保育所、幼稚園、小・中学校	重点的に実施	重点的に実施	重点的に実施		
通学路等子ども利用が多い施設等	重点的に実施	重点的に実施	重点的に実施		
公園、スポーツ施設等			重点的に実施		
住宅、集合住宅等		重点的に実施	重点的に実施		
公民館等市民の利用が多い施設、通学路以外の生活に密着した道路等					
その他の公共施設					
事業所、農用地・森林等			国・県の除染方針提示後決定		
仮置場の設置			重点的に実施	重点的に実施	国の中間保管施設へ



重点的に実施



計画的に実施